

■入湯税の税率と課税が免除される方

税率	宿泊を伴う入湯客 1人1日について150円	宿泊を伴わない(日帰り)入湯客 1人について50円	
課 税 が 免 除 さ れ る 方	年齢12歳未満の方		
	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方(銭湯など)		
	地域住民の福祉の向上を図るため、市等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における浴場に入湯される方(市営の温泉など)		
	学校教育上の見地から行われる行事(修学旅行など学校長が認める行事)【※要申請】		
		施設利用料金(入湯料のほか、入場料、休憩料、飲食代など)が2,500円以下で鉱泉浴場を利用される方	
		行政区等が実施する敬老事業(敬老会や老人クラブの慰安会など)において10名以上で鉱泉浴場を利用される方【※要申請】	
	障がい者によって組織される団体において10名以上で鉱泉浴場を利用される方【※要申請】		